

## 『歎異抄』第10条 ～はからいの誠め～

### 【本文】

5 念仏には無義をもつて義とす。不可称不可説不可思議のゆゑにと仰せ候ひき。

10 そもそもかの御在生のむかし、おなじくこころざしをして、あゆみを遼遠の洛陽にはげまし、信をひとつにして心を当来の報土にかけしともがらは、同時に御意趣をうけたまはりしかども、そのひとびとにともなひて念仏申さるる老若、そのかずをしらずおはしますなかに、上人（親鸞）の仰せにあらざる異義どもを近  
来はおほく仰せられあうて候ふよし、伝へうけたまはる。いはれなき条々の子細のこと。

### 【現代語訳】

15 本願他力の念仏においては、自力のはからいがまじらないことを根本の法義とします。なぜなら、念仏ははからいを超えており、たたえ尽くすことも、説き尽くすことも、心で思いはかることもできないからですと、聖人は仰せになりました。

20 思えばかつて、親鸞聖人がおいでになったころ、同じ志をもつてはるかに遠い京の都まで足を運び、同じ信心をもつてやがて往生する浄土に思いをよせた人々は、ともに親鸞聖人のおこころを聞かせていただきました。けれども、その人々にしたがって念仏しておられる方々が、老いも若きも数え切れないほどたくさんおいでになる中で、近ごろは、聖人が仰せになった教えとは異なることをさまざま  
25 まにいいあっておられるということ、人づてに聞いています。それら正しくない考えの一つ一つについて、以下に詳しく述べていきましょう。

### 【解説】（梯 實圓和上『大きな字の歎異抄』187頁）

30 この条は「無義をもつて義とす」という法然聖人の言葉をもって、前半の法語を結ばれています。「他力の念仏には、行者のはからい（自力）をまじえないことをもつて本義とする」といわれたものです。もしも凡夫のはからいをまじえたならば、善悪を分け隔てなく救いたまう本願の心はおおいかくされ、賢善のものであれば救われまいと考えて自力に陥るか、反対に、悪行をなして恥じない反倫理的、反社会的な行動に走るといった邪見に陥ってしまうからです。さまざま  
35 異義はすべて人間のはからいが生み出したものなのです。

## ■第10条の位置づけ

### 前半の結文であり後半の序文

『歎異抄』は、その内容を大きく二つに分けることができます。前半の第1条から第10条は、親鸞聖人の言葉を記録した「師訓篇」（親鸞聖人によって頭らかにされた浄土真宗の教えが説かれる部分）、後半の第11条から第18条は親鸞聖人の教えと異なる教えを悲嘆した「歎異篇（異義批判）」といわれます。この第10条は、第1条から第9条にいたるまでに述べた浄土真宗の法義を総括すると同時に、後半の異義批判の根拠となるような意味をもっているものといわれています。

## 10 ○はからいをまじえない

念仏には無義をもつて義とす。

本願他力の念仏においては、自力のはからいがまじらないことを根本の法義とします。

※「義なきを義とす」は法然聖人の言葉

15

この言葉を親鸞聖人は、法然聖人よりうけたまわった言葉であることを、『御消息』など数多くの箇所でも語られている。しかし、法然聖人の主著『選択本願念仏集』をはじめとする著作には、このような言葉は確認することが出来ない。真偽未詳の文献に「浄土宗安心起行のこと、義なきを義とし、様なきを様とす。浅きは深きなり」（「護念経の奥に記せる御詞」）というものがあろうくらいです。

20

ただ、親鸞聖人の著書や御消息の他には、法然聖人の高弟である湛空の言葉に「念仏宗は、義なきを義とする也」（『一言芳談』）という言葉があったとされていて、法然聖人にそのような言葉があったことを窺う、一つの手がかりとなるものが遺されている。

25

『親鸞聖人御消息』（註釈版 746）

如来の御ちかひなれば、「他力には義なきを義とす」と、聖人（法然）の仰せごとにてありき。義といふことは、はからふことばなり。行者のはからひは自力なれば、義といふなり。他力は、本願を信樂して往生必定なるゆゑに、さらに義なしとなり。

30

『尊号真像銘文』（註釈版 673）

「他力には義のなきをもつて義とす」と、本師聖人（法然）の仰せごととなり。「義」といふは行者のおのおののはからふところなり。このゆゑにおのおののはからふところをもたるほどをば自力といふ也。

35

## ○過去の助動詞「き」

念仏には無義をもつて義とす。不可称不可説不可思議のゆゑにと仰せ候ひき。

5 『歎異抄』の各条の末尾の多くは「…と云々」（「…と親鸞聖人は云われました」）と締めくくられている。ところが第10条の末尾は、「…と仰せ候ひき」と、「仰せ」という動詞＋過去の直接体験を表す助動詞「き」が使われており、「確かに仰っておられました」という文章になる。これは『歎異抄』全体で第3条と第10条だけ。

### 『歎異抄』第3条（最後の文）

10 「…よつて善人だにこそ往生すれ、まして悪人はと、仰せ候ひき」

第3条の「善人なほもつて往生をとぐ、いはんや悪人をや」という悪人正機の言葉も、法然聖人が親鸞聖人に語られた言葉と推測することができる。つまり「…と仰せ候ひき」の「仰せ」は、法然聖人の「仰せ」だったと考えられる。

15 ※室町時代末期の古写本には「と仰せ候ひきと云々」とある。第3条と第10条の法語は、「…と法然聖人が仰せになりました、と親鸞聖人は仰せになりました」と、親鸞聖人が法然聖人から聞いた言葉を、唯円が語っている文脈で読むことができる。蓮如書写本で「云々」省略されているのは、「…と仰せになりました」という表現が重複するために省かれたと考えられている。

20

「悪人正機」の教えは、もともと法然聖人が仰せられたことだというのは、当時から口伝として伝わっていたが、確信がもてる書物が見つかっていなかった。しかし、大正6年（1917）京都の醍醐寺三宝院（真言宗）の宝蔵の中から法然聖人の伝記が発見された。

25

### 醍醐本『法然上人伝記』『三心料簡および御法語』（『法然上人伝全集』787）

一、善人なほもつて往生す、いはむや悪人をやの事。口伝これあり。

私に云く、弥陀の本願は、自力を以て生死を離るべき方便を有する善人のためにおこしたまはず、「極重の悪人、他の方便なき」やからを哀れんでおこしたまへり。

30 しかるを菩薩、賢聖も、これに付きて往生を求め、凡夫の善人も、この願に帰して往生を得、いはむや罪惡の凡夫、もつともこの他力をたのむべしといふなり。

⇒ 法然聖人滅後30年頃に、勢観房源智の門弟達によって編纂されたものと推定されている。『歎異抄』執筆時より、およそ40年ほど前と考えられる。

35

⇒ この法語は法然聖人が信頼のおける弟子にのみ言い伝えられた「口伝」の言葉。  
親鸞聖人もそれを法然聖人から口伝され、さらに唯円房に口伝されたものが、『歎異抄』第3条の言葉。

## 5 勢観房源智（1183～1238）と『法然上人伝記』

法然聖人の常随の弟子。平師盛の息男で平清盛の曾孫にあたる。平家滅亡の後、源氏の探索を逃れ、11歳になった頃に、母親から法然聖人にあずけられる。法然聖人から慈円僧正に送られ、正式な得度を受けて天台学を学ぶも、まもなく吉水に帰り、法然門下の上足であった真観房感西の指導を受ける。感西上人滅後は、法然聖人が往生されるまで常随し、教導を受けた。聖人が流刑になった際には、四国にも同行し、臨終に至るまでの介護もされた。

また法然聖人から、阿弥陀仏像を付属され、『一枚起請文』を授けられた人としても知られる。聖人の23回忌にあたる文暦元年（1234）には、聖人の廟堂を修理し、堂舎の建立を行って知恩院大谷寺と改めた。醍醐本『法然上人伝記』は源智上人の見聞をもとにして、法然聖人滅後、三十年ほどたってから、源智上人の門弟によって編纂された源智系の伝記と推定されている。したがって『歎異抄』よりも、40年ほど前に成立したものと考えられる。

### ■「義なきを義とす」の意味

20 「義なきを義とす」とは、親鸞聖人が法然聖人からさずかった他力の信心を示す言葉として、大切にされていたものです。『御消息』にも「義といふことは、はからふことばなり。行者のはからひは自力なれば義といふなり。他力は本願を信楽して往生必定なるゆゑに、さらに義なしとなり」と言われるように、「義なし」の「義」とは行者のはからい、自力の心をいいます。後ろの「義とす」の「義」  
25 は、本義の意です。

これは「義（自力のはからい）なし」というありようこそ、「他力念仏の本義」であると示されているといえます。つまり「他力の念仏には、行者のはからいをまじえないことをもって本義とする」というほどの意味となります。

30 他力の念仏は、阿弥陀如来が選択された本願の行であり、私のはからいによって、称えて往生しようとして決めていく自力の行ではない。ただひとすじに本願の御はからいにうながされて、仰せにしたがって称えている信順の行である。

### ※浄土真宗における自力とは

35 『親鸞聖人御消息』（註釈版 746）

まづ自力と申すことは、行者のおのおのの縁にしたがひて、余の仏号を称念し、余の善根を修行して、わが身をたのみ、わがはからひのころをもつて身口意のみだれごころをつくろひ、めでたうしなして浄土へ往生せんとおもふを自力と申すなり。

- 5 ⇒ 往生成仏のために自分の行為を役立たせようとする事。
- ⇒ 本願への疑い（自力の心）
- ⇒ 人間の積極的な行為や、努力それ自体を自力というのではない。

10 自分の努力を往生成仏のたよりにすること・役に立てようとする事が自力なのであって、努力することそのものが自力として否定されるものではない。

### ○不可思議の徳

不可称不可説不可思議のゆゑにと仰せ候ひき。

- 15 なぜなら、念仏ははからいを超えており、たたえ尽くすことも、説き尽くすことも、心で思いはかることもできないからですと、聖人は仰せになりました。

20 「不可称・不可説・不可思議」とは、「称えることのできない」・「説き示すことのできない」・「思いはかることのできない」という意味です。相対的な分別をもってしか思い、考え、語り、ふるまうことしかできない私たちにとっては、如来のありようは、このようにしか表現し得ないものでもあるのです。

#### 『親鸞聖人御消息』（註釈版 779）

25 如来の誓願は不可思議にましますゆゑに、仏と仏との御はからひなり。凡夫のはからひにあらず。補処の弥勒菩薩をはじめとして、仏智の不思議をはからふべき人は候はず。しかれば、「如来の誓願には義なきを義とす」とは、大師聖人（法然）の仰せに候ひき。

30 阿弥陀如来の大悲の仰せに対しては、私から思いはかるすべも、言葉をさしはさむ余地もありません。ただ「南無（まかせよ）阿弥陀仏（必ず救う）」の仰せにおまかせし、如来の救いに信順して念仏するばかりであることを、法然聖人は「義なきを義とす」と仰せられたといわれるのです。

### ○異なった教えの出現（後半の序文）

そもそも、かの御在生のむかし、おなじくころざしをして、……

■異義の発生

親鸞聖人在世の頃より関東の門弟たちのなかに、すでに異義が発生していた。

⇒ 62歳頃に帰洛された親鸞聖人というリーダーがおられなくなったため。

⇒ 法然聖人在世当時からの問題。

5 ⇒ 一念多念の諍論

一念義 … 造悪無碍の異義に陥る可能性

多念義 … 専修賢善の異義に陥る可能性

10 一念義とは、浄土往生は信心ひとつで決定する、またはひと声の称名で決定するとし、その後の称名を軽視する説。これに対して多念義とは、浄土往生は一生涯数多くの念仏を称え、臨終来迎をまって往生が決定するとする説。

親鸞聖人在世の頃、法然門下の諸流派がこの一念多念をめぐる互いに論争したことを一念多念の諍論という。

15 ■異義を歎く

以下、第11条からは親鸞聖人が往生された後、遺された門弟たちの間で問題になっていた様々な「上人（親鸞）の仰せにあらざる異義ども」を取り上げ、聖人の言葉を拠り所としながら批判し、歎異していく。

~~~~~

20 五義四門徒（『法水分流記』永和四年（1378））

① 鎮西義

聖光房弁長（1162～1238）⇒ 鎮西六派（白旗・名越・藤田・一条・三条・木幡）

② 西山義

善恵房証空（1177～1247）⇒ 孫弟子に時宗の開祖・一遍上人（1239～1289）

25 i. 西山浄土宗（総本山 光明寺）

ii. 西山禅林寺派（総本山 永観堂禅林寺）

iii. 西山深草派（総本山 誓願寺）

③ 一念義 = 成覚房幸西（1163～1247）

④ 多念義 = 長楽寺隆寛律師（1148～1227）

30 ⑤ 諸行本願義 = 覚明房長西（1184～）

四門徒

① 白川門徒 = 法蓮房信空（1146～1228）

② 紫野門徒 = 勢観房源智（1183～1238）

③ 嵯峨門徒 = 正信房湛空（1176～1253）

35 ④ 大谷門徒 = 善信房親鸞（1173～1263）